

令和8年2月27日

「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」
の適用による予定価格の設定について

国は、令和7年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。

また、国は、令和元年6月に改正された、新・担い手3法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）により、公共工事品質確保法の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業者が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されたことを踏まえ、予定価格への新労務単価の早期適用等を、各自治体に対して要請しています。

千代田区は、この要請の趣旨を踏まえ、今後公表する工事案件については速やかに新労務単価を適用するとともに、既に公表しているものについては予定価格を修正します。また、これによらない場合は、契約後に特例措置で対応することとしますので、この詳細については、「「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」をご参照ください。

請負者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への適切な賃金水準の確保及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

問合せ 千代田区政策経営部契約課
(電話) 03-5211-4156